

# JILIS個人情報保護研究TF の活動と進捗

一般財団法人情報法制研究所  
理事 高木浩光

## JILISのタスクフォース(TF)

個人情報保護研究TF  
主査：高木浩光

自治体情報法研究TF  
主査：鈴木正朝

EU情報法研究TF  
主査：板倉陽一郎

オンライン広告研究TF  
主査：鈴木正朝

サイバーセキュリティ研究TF  
主査：江口清貴

資金決済法研究TF  
主査：江口清貴

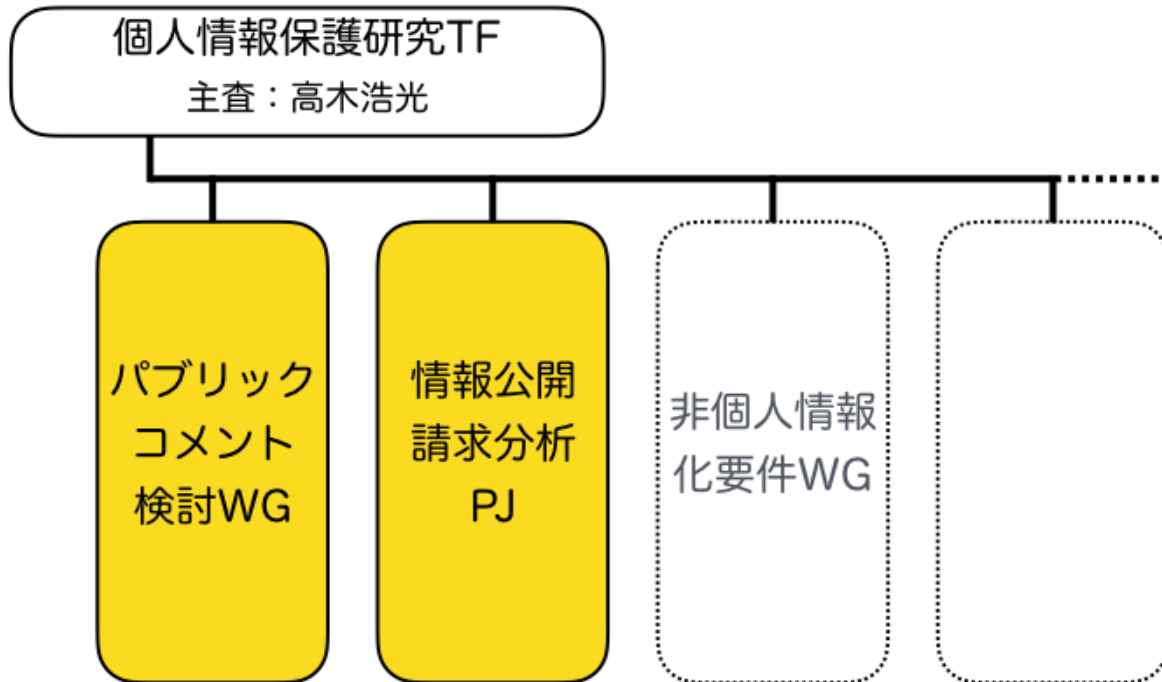
通信政策研究研究TF  
主査：実積寿也

青少年ネット利用環境研究TF  
主査：江口清貴

情報と民法研究TF  
主査：鈴木正朝

人工知能と法律研究TF  
主査：鳥海不二夫

# 個人情報保護研究TF



## パブリックコメント検討WG

- これまでの参加者
  - 板倉陽一郎, 江口清貴, 加藤尚徳, 菊池浩明, 新保史生, 鈴木正朝, 高木浩光, 高橋克巳, 長田三紀, 藤村明子, 丸橋透
- 公表版の提出意見
  - <https://www.jilis.org/>
  - 連名者は各意見毎に記載（機関決定はせず）

## 提出したパブコメ意見

- 2016年8月31日提出
  - 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見
- 2016年11月2日提出
  - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」に対する意見
- 2017年1月26日提出
  - 「医療情報取扱制度調整ワーキンググループとりまとめ」にする意見
- 2017年3月15日提出
  - 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）（案）」に対する意見

## 施行令・施行規則への意見

- 意見1【規則2条】1号個人識別符号該当性の適合基準を定める規則2条は事業者の意図に左右される規定か
- 意見2【令1条1号ホ】歩容による個人識別は十分な精度がなくても識別を試みている限りは個人識別符号に該当するということか
- 意見3【令1条1号へ】静脈による個人識別の方法が限定的すぎる
- 意見4【令1条2号乃至7号及び8号】2号個人識別符号に商品購入に関し割り当てられた符号が規定されないのは法の趣旨に反する
- 意見5【令1条2号乃至7号及び8号】個人識別符号の限定列挙はそれ以外の符号を排除する趣旨か
- 意見6【令2条2号】DTC遺伝子検査の結果が要配慮個人情報に含まれていないが含めるべき

スルーされた

意に反する回答

思惑通り確認できた

採用修正された

重要

- 意見7【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件としての「他の情報を加えることなく」の意義が不明確
- 意見8【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件が不適切であり名簿屋の潜脱行為を許してしまう
- 意見9【令3条1項】氏名・住所居所・電話番号以外を含むものを個人情報データベース等から除くにはさらなる要件を課すべき
- 意見10【令6条】匿名加工情報のマニュアル処理情報は想定しがたい上に目次・索引は付されない
- 意見11【令7条1号】目視による取得は要配慮個人情報の取得制限から除外するべきではない
- 意見12【令7条1号】「外形上明らかな要配慮個人情報」の取得を取得制限から除外するのは散在個人情報としての取得に限るべき
- 意見13【規則7条1項2号】オプトアウト方式における「本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とは如何なるものか
- 意見14【規則11条】我が国と同等水準にあると認められる外国は施行規則で定めなくてよいのか

- 意見15【規則11条1号及び2号】国際的な枠組みに基づく認定が対象とする情報の取扱いは個人情報ではなく個人データの取扱いではないのか
- 意見16【規則12条乃至18条】個人データ第三者提供時の確認記録義務の目的は名簿屋対策という理解でよいか
- 意見17【規則12条2項】「確実にであると見込まれるとき」は事業者の意図の有無によって判断されるのか
- 意見18【規則13条1項1号ハ】氏名を含まない個人データについて記録作成義務で記録すべき本人を特定するに足りる事項とは何か
- 意見19【規則14条】第三者提供に係る記録の保存期間が1年と3年に区別されている理由は何か
- 意見20【規則17条1項各号】「個人情報取扱事業者が法第23条第2項の規定により提供を受けた場合」は国語的に誤り
- 意見21【規則17条1項1号ハ及び二】提供を受けた情報を散在個人情報としてのみ保有する場合の記録項目は何か
- 意見22【規則17条1項1号ハ】提供を受けた情報が個人情報に該当しない場合の記録項目は何か



- 意見23【規則19条】匿名加工情報の作成基準の規則19条は各号の全てを満たすことを求めるものか
- 意見24【規則19条3号】匿名加工情報の作成基準において削除又は置き換えるべき「連結する符号」とは何か
- 意見25【規則19条5号】「個人情報に含まれる記述等と他の個人情報に含まれる記述等との差異」との文はどう読めばよいか
- 意見26【規則19条5号】「差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とは何を指しているのか
- 意見27【規則19条5号】差異を勘案すべき他の個人情報は一つのデータセットを対象とすれば足りるのかそれとも事業者が保有する全個人データを対象としなければならないのか

## 主要意見の論旨

- 要配慮個人情報の取得制限は「個人データとして取得」する（個人情報データベース等化する）ことに対する制限とするべきだった
  - 他方で、確認記録義務では「個人データとして取得」の概念はガイドラインで採用されており、観念し得ない概念ではない
  - そもそも何を規制する規律なのかを取り違えている
    - さらに、そもそも全ての義務が「個人データ」対象であるべき（民間部門では）ところなので
- 差異を勘案する他の個人情報は、個人情報ファイル単位とするべき
  - 個人情報データベース等单位では無理があることが確認された
    - 民間部門にも個人情報ファイル概念（公的部門の定義の）が必要

# ガイドラインへの意見

- 意見1【通則編 2-1 p.5】暗号化によって秘匿されていても個人情報であるとされるが、準同型暗号を用いたプライバシー保護データマイニングによるデータ交換は、個人情報の提供に当たらないとみなすべき
- 意見2【通則編 2-1 p.5 事例6】「照合された結果、特定の個人を識別できる場合」との文は法の個人情報定義を逸脱しており、修正が必要
- 意見3【通則編 2-2 p.9 イ乃至チ】「認証」の語は、個人識別符号定義の趣旨に合わない用語であり、「識別」に改めるべき
- 意見4【通則編 2-2 p.9 イ】個人識別符号はDNA塩基配列の場合に限り「装置やソフトウェア」を要件としないのか
- 意見5【通則編 2-2 p.9 イ】本人を認証することができるようにしなければ全核ゲノムシーケンスタータであっても個人識別符号に該当しないという理解でよいか
- 意見6【通則編 2-3 p.12】推知させる情報にすぎないものは要配慮個人情報に当たらないとあるが、推知したものは要配慮個人情報に当たるのか
- 意見7【通則編 2-3 p.14 (8)】医師等により行われた健康診断等は実際に医師等により行われたことを要するのか
- 意見8【通則編 2-3 p.14 (8)】人工知能等が人間を介在することなく生成した健康診断等の結果は「医師等により行われた健康診断等の結果」に該当するのか
- 意見9【通則編 2-3 p.14 (8)】要配慮個人情報である健康診断等の結果から、体重等の単独の数値を抜き出したものも要配慮個人情報ということになるのか

- 意見10【通則編 2-3 p.15 (9)】調剤に対する共通ポイント付与サービスは要配慮個人情報の取得に当たるか
- 意見11【通則編 2-4 p.17 事例3】「他の従業者によっても検索できる状態にしている」というだけでは「体系的に構成したもの」とは言えない
- 意見12【通則編 2-7 p.19】保有個人データ該当性の循環論法解説を改めるべき
- 意見13【通則編 3-1-1 p.27】情報の項目ごとの利用目的を特定するべきではないのか
- 意見14【通則編 3-2-2 p.32】法4章適用除外者により公開された情報の要配慮個人情報取得制限の例外は、その公開の目的を問わないものか
- 意見15【通則編 3-2-2 p.35 (5)】公開された要配慮個人情報の間接取得は制限されないのか
- 意見16【通則編 3-2-2 p.35 (6)】目視により外形上明らかな要配慮個人情報を取得し差別的に取り扱う行為が制限されないことは、法の要配慮個人情報の趣旨に適うものなのか
- 意見17【通則編 3-2-2 p.35】要配慮個人情報の取得制限は、個人データとして取得する場合に限り適用されるものと理解してよいか
- 意見18【通則編 3-2-3 p.36】インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を保存したら利用目的の公表が義務なのか
- 意見19【通則編 3-2-5 p.40】名刺を受け取る行為は法18条2項の直接書面取得には当たらないのでは
- 意見20【通則編 3-3-1 p.41 ※】「個人データとして使えなくする」とは散在情報化もこれに該当するということによいか
- 意見21【通則編 3-4-2-1 p.48 (2)】オプトアウトによる第三者提供に際して示すことが求められる「個人データの項目」に名簿等の表題を含めるべき



- 意見22 【通則編 別添 p.97】安全管理措置の例示中の電子計算機技術に係る記述に、法令用語であるところの「個人情報データベース等」の語を直接用いるべきでない
- 意見23 【匿名加工情報編 2-1 p.4、3-2-1 p.10 ※】「復元できないように」「復元することのできる規則性を有しない」とは誰にとって復元できないようにという意味なのか
- 意見24 【匿名加工情報編 3-2 p.9 ※2、3-4 p.19 ※1】匿名加工情報として取り扱うためであれば、匿名加工情報に係る安全管理措置・公表・明示・識別禁止義務についても対象とならないことを明記すべき
- 意見25 【匿名加工情報編 3-2-1 p.10 ※】仮IDの提供は無用であり、削除して提供することを推奨すべき
- 意見26 【匿名加工情報編 3-2-3 p.12】仮IDは「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号」であるから、p.12の事例2)は規則19条3号に適合しない
- 意見27 【匿名加工情報編 3-2-4 p.12】特異な記述等とは、少数の人のみが持ち得る希少な例の情報に限らず、万人が持ち得る希少な例の情報も該当するという理解でよいか
- 意見28 【匿名加工情報編 3-2-5 p.13】規則19条の1号乃至4号の措置は同条5号の措置に優先して先に行う必要があるというものではないのではないか
- 意見29 【匿名加工情報編 3-2-5 p.15 別表1】別表1の「個人情報相互に含まれる記述」は誤記ではないか
- 意見30 【匿名加工情報編 3-4 p.20 ※2】「匿名加工情報の利用又は第三者提供をする前に」は「匿名加工情報を自ら取扱う又は第三者に提供する前に」と改めるべき
- 意見31 【匿名加工情報編 3-4 p.20 ※2】匿名加工情報を作成したことの公表義務について、「利用又は第三者提供をする前に、一般に十分に知らせるに足りる時間を確保するもの」を要求するのには理由がない

- 意見32 【匿名加工情報編 3-5 p.21 (2) 事例1)】「ハードコピー」は死語であるので別の言葉を用いるべき
- 意見33 【匿名加工情報編 3-6 p.22 (1)】「個人情報取扱事業者が自ら作成した匿名加工情報を取り扱う場合」は「個人情報取扱事業者が作成した匿名加工情報を自ら取り扱う場合」と修正すべき
- 意見34 【匿名加工情報編 3-6 p.23 事例2)】「事例2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」は、「事例2) 作成した匿名加工情報を自ら取り扱うにあたり、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」と修正すべき
- 意見35 【匿名加工情報編 3-6 p.23 ※1】36条5項について「禁止するものではない」としている場合の範囲をより適切に説明されたい
- 意見36 【匿名加工情報編 3-6 p.23 事例1)】複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成する場合であっても、識別行為に当たる場合も存在し得るのではないか
- 意見37 【確認記録義務編 2-1-1 p.3】確認記録義務を適用しないこととする例外条件には全く根拠がない
- 意見38 【確認記録義務編 2-2-1-1 p.7 (1)】SNS事業者が主体的に提供を行う場合は「本人による提供」とは言えないが、確認・記録義務が課されない理由をどう理解すればよいか
- 意見39 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10 (1)】いずれ個人情報データベース等に格納することを予定して個人情報の提供を受ける場合には「個人データとして提供を受けている」とみなすべき
- 意見40 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10 (2)】誰にとって「個人を特定できないように」の意味なのかを常に明確にして記述すべき

- 意見41 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10 (2)】 「個人データの提供を受ける」の文が、「提供者による個人データの提供」を受けるとの意味と、受領者が「個人データとして提供を受ける」との意味とで、混在して用いられているので改めるべき
- 意見42 【確認記録義務編 2-2-2-2 p.11】 閲覧することが「提供を受ける」に当たらないとする英断解釈に賛同する
- 意見43 【確認記録義務編 4-2-1-1 p.21】 確認・記録義務のために記録の一部として残した個人情報、その本来の利用目的を終えた後に消去することなく保管し続けたとしても、法19条に違反しないこととなるのか、あるいは、確認・記録義務のために記録の一部として残す場合には、個人情報の利用目的として特定し、通知又は公表する義務が課されるのか
- 意見44 【確認記録義務編 4-2-2-3 p.25】 規則17条1項3号がどのような場合を指すのか、ガイドラインで明らかにされたい
- 意見45 【外国第三者提供編 2-1 p.4】 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意は原則として当該外国の明示を受けた上で取得されるべきものではないか
- 意見46 【外国第三者提供編 2-2 p.5】 「「個人情報取扱事業者」に該当する場合には「外国にある第三者」に該当しない」との趣旨如何
- 意見47 【外国第三者提供編 3-1 p.6】 規則11条1号「措置の実施が確保されている」については法的拘束力を求める趣旨か
- 意見48 【外国第三者提供編 3-1 p.6】 事例1) 「提供元及び提供先間の」は限定し過ぎではないか
- 意見49 【外国第三者提供編】 クラウド・コンピューティングの取扱いについて明記されたい

## 主要意見の論旨

- 推知した病歴等も要配慮個人情報として扱うべき
  - 事実情報かではなく、差別的に取り扱うことが問題のはず
    - なのに、知られたくない情報という観点で区切ってしまった
  - 個人データ化した自動処理（プロファイリング）の問題
    - データベース化せず推知すること自体を問題とするのではない
- 匿名加工情報に「仮ID」は無用である
  - 対応表を残す仮ID提供は、連結可能匿名化であり個人データに当たり、匿名加工情報に該当しないと言うべき
  - 仮IDを付けたまま提供することは本来不要のはず



## 医療情報取扱制度への意見

- 意見1 本制度が法制化を目指している、匿名加工情報に加工して希望する匿名加工情報取扱事業者に提供する事業（以下、「加工提供事業」と言う。）と、本人のためのサービスであるEHR事業とは、情報管理が混同されることのないよう、明確に区別する必要がある。
- 意見2 医療情報匿名加工・提供機関（仮称）は、安全管理措置として、氏名・生年月日・住所等を削除した仮名化データのみを保有するべきであり、また、「医療情報等の破棄」を実現するために、情報の提供元である医療機関等に対応表を管理する連結可能匿名化の仕組みを用いるべきである。
- 意見3 脚注11で、医療情報匿名加工・提供機関（仮称）が匿名加工情報ではない医療等情報の提供を可能としている理由は、個人情報保護法の適用除外の考え方を逸脱しているのではないか。
- 意見4 医療情報匿名加工・提供機関（仮称）は匿名加工情報に該当しない統計情報の提供を可能としているのか、明らかにされたい。

## 行政機関非識別加工情報への意見

- 意見1 規則2条が規定する情報として具体的にどのようなものが該当するのか明らかにするべき
- 意見2 法2条8項を引用した囲み部分に規則2条を引用するべき
- 意見3 「ファイル」と「データベース等」は同一の概念なのか異なる概念なのか
- 意見4 非識別加工情報が匿名加工情報と同一の概念であることを根拠と共に示すべき

# 情報公開請求分析PJ



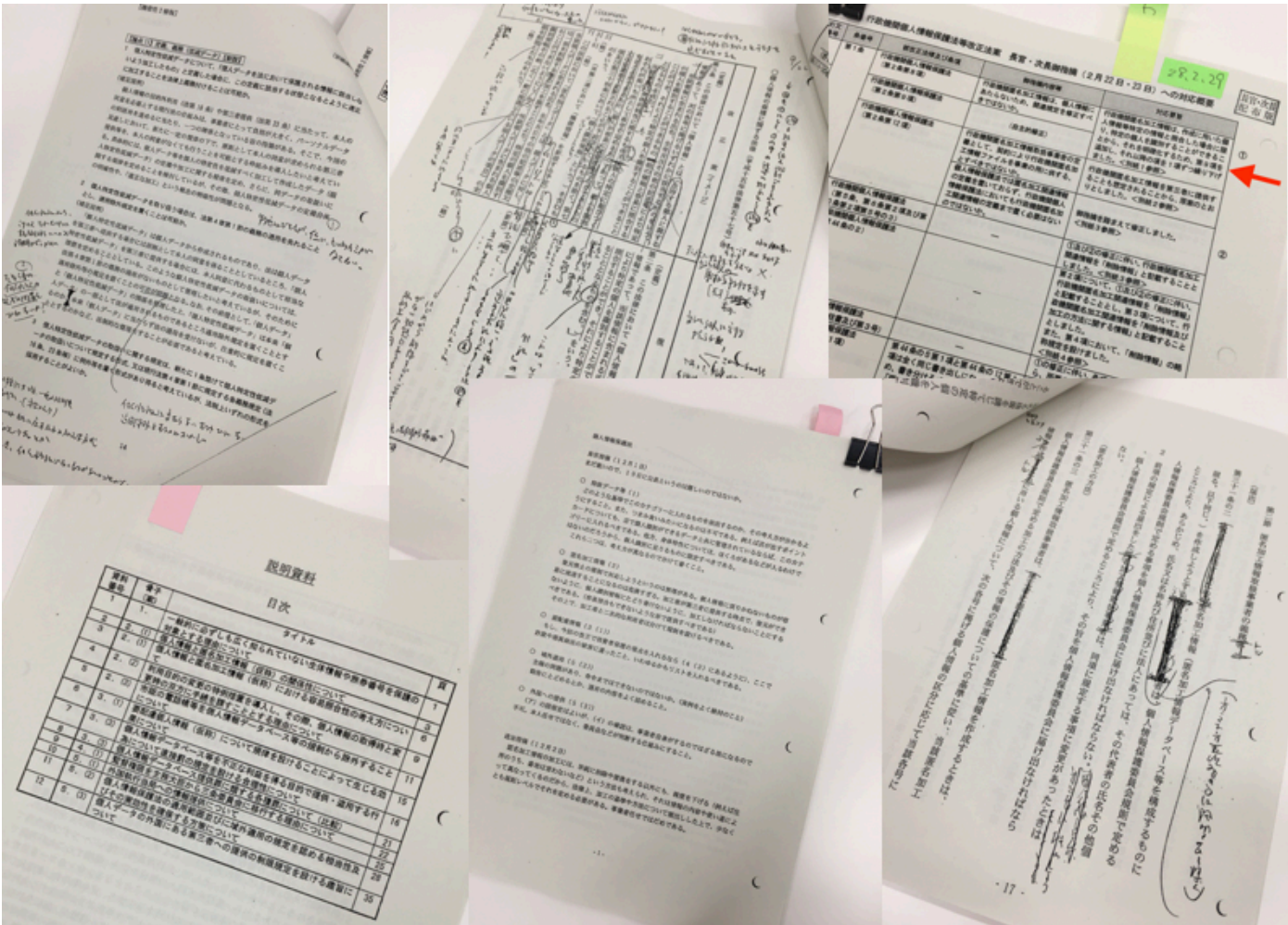
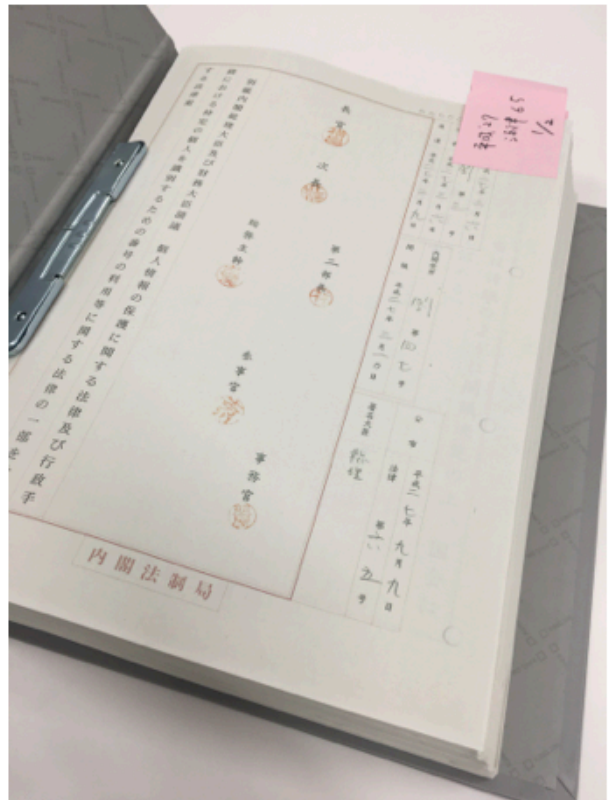
## 請求している文書①

- 法律案審議録（内閣法制局）
  - 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案（昭和63法律95）
  - 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（平成11法律42）
  - 個人情報の保護に関する法律案（廃案）
  - 個人情報の保護に関する法律案（平成15法律57）
  - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（廃案）
  - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（平成15法律58）
  - 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（平成27法律65）
  - 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（平成28法律51）



# 法律案審議録

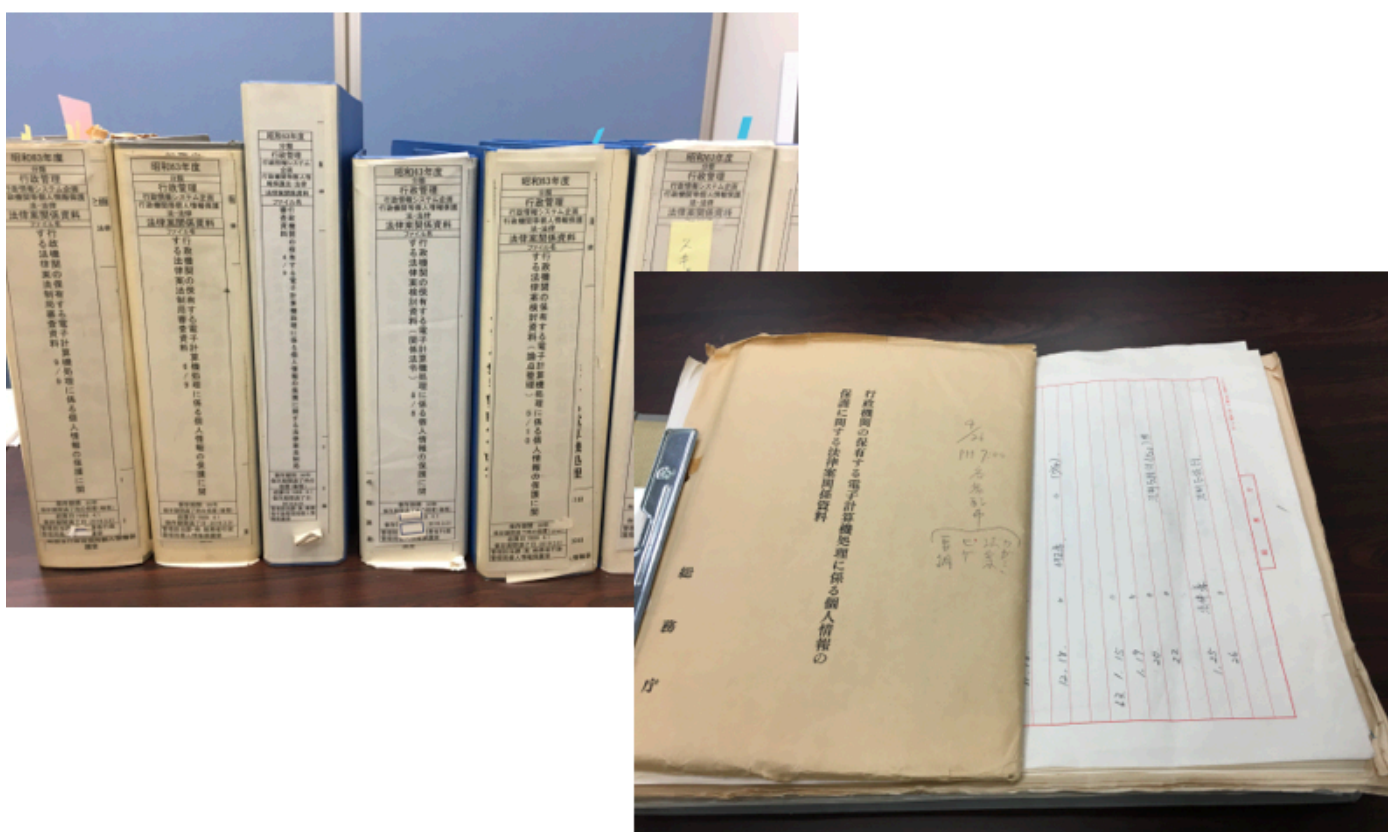
- 内閣法制局で管理（30年）
- 請求すると、内閣法制局作成部分だけ即時開示決定され、
  - 法制局作成部分は国会提出時に公開されている情報のみで、見所は表紙の実物のみ
- 立案担当省庁作成部分は当該省庁に「移送」され、当該省庁で改めて開示決定される
  - 見所はここ



## 請求している文書②

- 行政管理局
  - 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案関係資料（論点整理、専門委員会・協議会、関係法令、OECD・EU等）
  - 行政機関・独法等個人情報保護法の改正等経緯 行政機関個人情報保護法等改正法案（平成27年度） 法制局提出資料・審査録
- 個人情報保護委員会
  - 個人情報保護法令等策定関係（平成12年度、13年度…）
- 法律案審議録（内閣法制局）
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（廃案）
  - 統計法案（平成19法律53）

## 閲覧





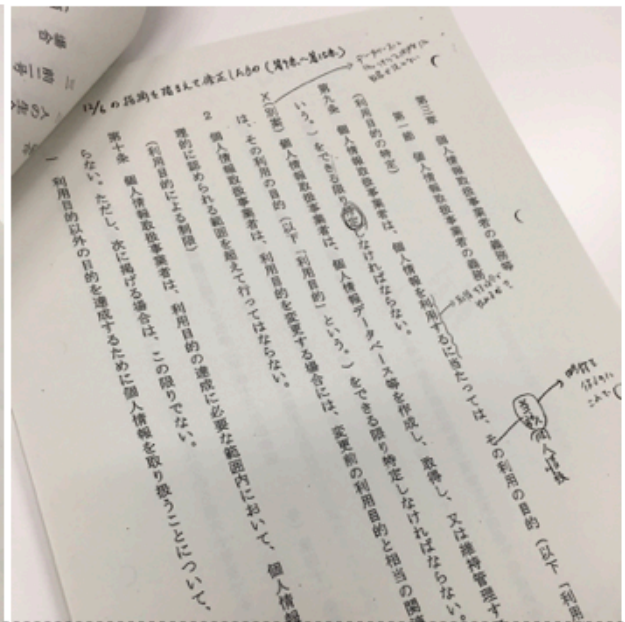
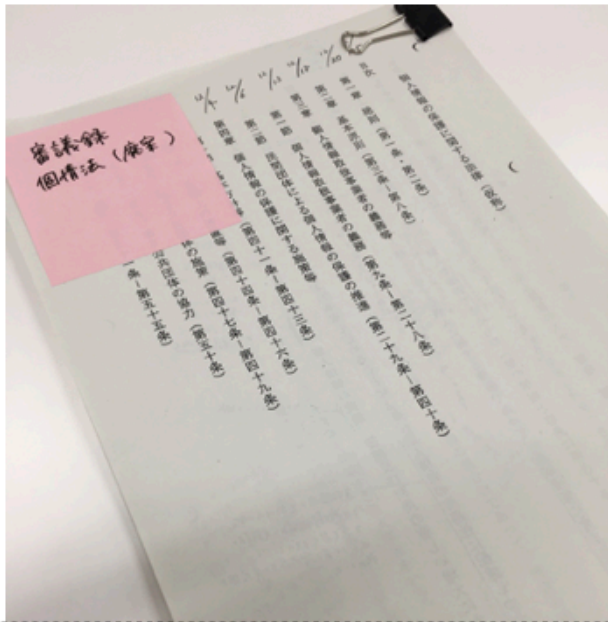
## 注目のポイント①

- 個人情報保護法 平成27年改正
  - 匿名加工情報 初期案が長官指示で撤回されていた
  - 匿名加工情報 定義ぶりの四苦八苦
  - 個人識別符号 案の変遷
  - 利用目的変更オプトアウト方式案はどう検討されていたか
  - 第三者提供時確認記録義務の案はどう議論されたか
  - 要配慮個人情報にどう病歴が入ったか
  - 学術研究例外について検討されていた（改正法にない）
- 行政機関個人情報保護法 平成28年改正
  - 匿名加工情報から「非識別加工情報」へ改名の謎
  - 非識別加工情報定義条文の不可解な複雑さの謎

## 注目のポイント②

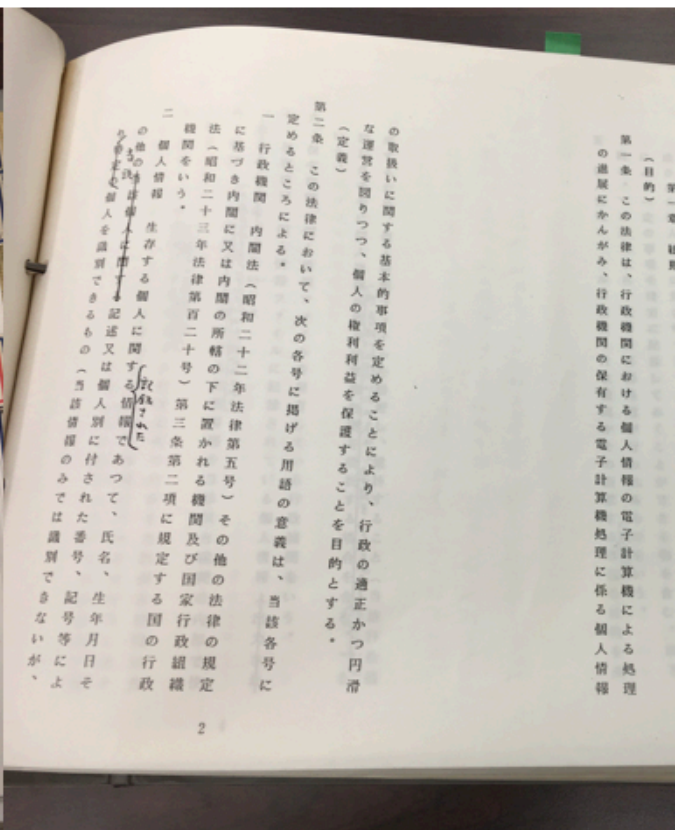
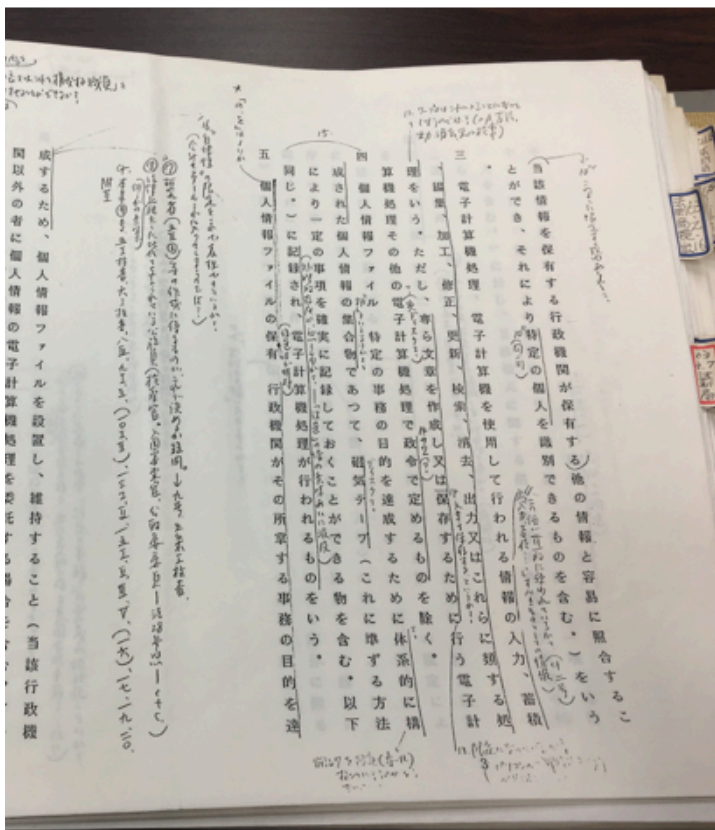
- 個人情報保護法案（平成15年法）
  - 初期には、利用目的特定義務を「個人情報データベース等を作成し、取得し、又は維持管理するに当たっては」とする案
    - 全義務を「個人データ」対象とする構想もあったのでは？
  - ……（調査中）
- 行政機関電子計算機処理個人情報保護法（昭和63年法）
  - 最初期では「個人データ」だった
    - 「個人データ」を「電子計算機処理に係る個人情報」と言い換えた
      - 法律内では「処理情報」の語を用いていた
  - 初期の案では個人情報は「記録された情報であって」だった
  - 初期の案では「当該機関が保有する他のファイル又は台帳等と照合することにより識別できるものは含む」だった
    - 容易照合性の提供元期基準の起源、英国法を真似た結果と推定

# 平成15年法の初期案



X (別案) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等を作成し、取得し、又は維持管理するに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

# 昭和63年法の初期案





# 匿名加工情報を巡る混乱

- 総務省 視聴者プライバシー保護WG第8回 2017年6月7日  
JEITA意見

- 再識別禁止義務によって容易照合性が消滅するののかの論点

提出された御意見		3
	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報技術産業協会 (つづき)	<p>&lt;第7回WG資料 該当箇所&gt;P2 3-1 詳細な時刻情報を伴った視聴履歴は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。このため、詳細な時刻は丸めたり誤差を入れることが望ましい。【事務局レポート4.1.5.2(p27)】</p> <p>&lt;意見2&gt; 匿名加工情報においては詳細時刻情報を丸めると言う考え方は再考いただきたい。 匿名加工情報の利便性と個人情報保護のバランスを鑑み、提供先での再識別のリスクは、法的に禁じることをもって十分とすると考えることはできないか。</p> <p>&lt;補足&gt; 事務局レポートp27の記述は 詳細な時刻情報は、位置や場所を表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。 と「位置や場所」とのセットを限定した記述になっている。 位置データと時刻によって個人特定可能性が高まることは一般的に理解できることだが「視聴履歴」がその位置情報と同じ情報の扱いを受け、求められる加工が「詳細な時刻情報を丸めるべし」という主張の論拠になっていることに違和感を感じる。 位置データと時刻の組み合わせから推測される行動パターン(特定の店に特定の時間等立ち寄るなど)は、外部観測性があるケースが多いことから、個人の特定につながる可能性が高いと一般に理解されるところであるが、「視聴履歴」を詳細に特定・蓄積したところで、外部観測性はないため、個人の特定につながるリスクが一般にありうるかには疑問がある。(次頁に続く)</p>	<p>視聴履歴について、詳細時刻情報を丸める、あるいは誤差を入れる等の加工を提案しているのは、詳細な時刻情報の付加された視聴履歴そのものが一意性を有し、「異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。」(事務局レポート27頁 下から2段目)性格を有することが理由です。そのため、当該加工は事務局レポートの要請を踏まえる上で必要な措置として、<u>原案のままさせていただきます。</u></p> <p>資料中の御指摘部分の事務局レポートの時刻に関する記述は、移動履歴に正確な時刻情報が含まれている場合、別に店舗情報(及び日時)を含む購買履歴を保有している者は、移動履歴と購買履歴を照合することにより、時刻情報を共通の識別子として同一人物の同定を行うことができることを示す目的で記述したもので、位置情報に関して、当該情報の本人の行動を外部から直接観察ができるか否かを判断基準としていることを解説し、その点から問題が生じ得ることを指摘したものではありません。</p> <p>また、前回WG資料の加工方法に関して、「丸め(ラウンディング)や、ノイズ(誤差)付加を行う」としたのは、詳細な時刻が含まれている視聴履歴に関する匿名加工情報は、一意な情報となり、他の者が保有する視聴履歴と照合し得るリスクを考慮して求めたものです。詳細な履歴が一意となり得ることは、事務局レポートのP27 4.1.5.2の【位置情報(移動履歴)について】において、「移動履歴は長くなるほど他人と重複する可能性が低く、一意な情報となる」ことが指摘されています。(次頁に続く)</p>

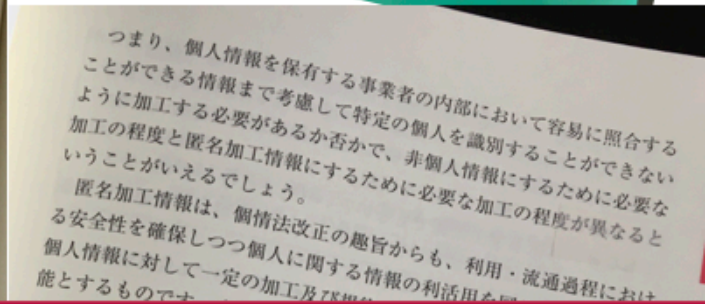
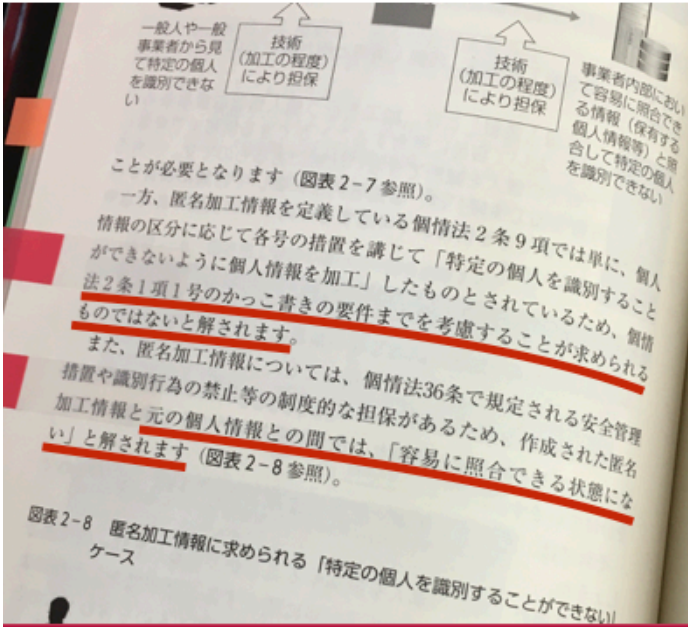
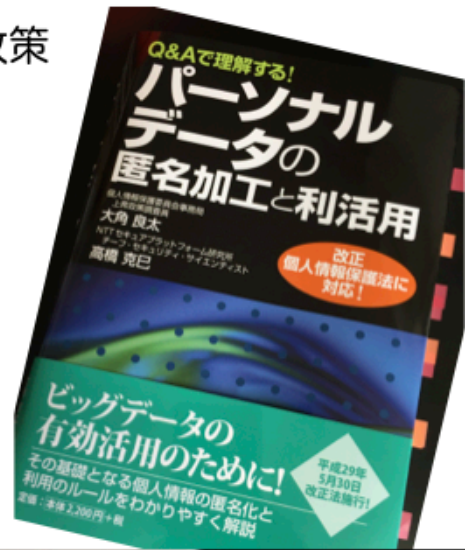
# JEITA意見を拒否

## 提出された御意見

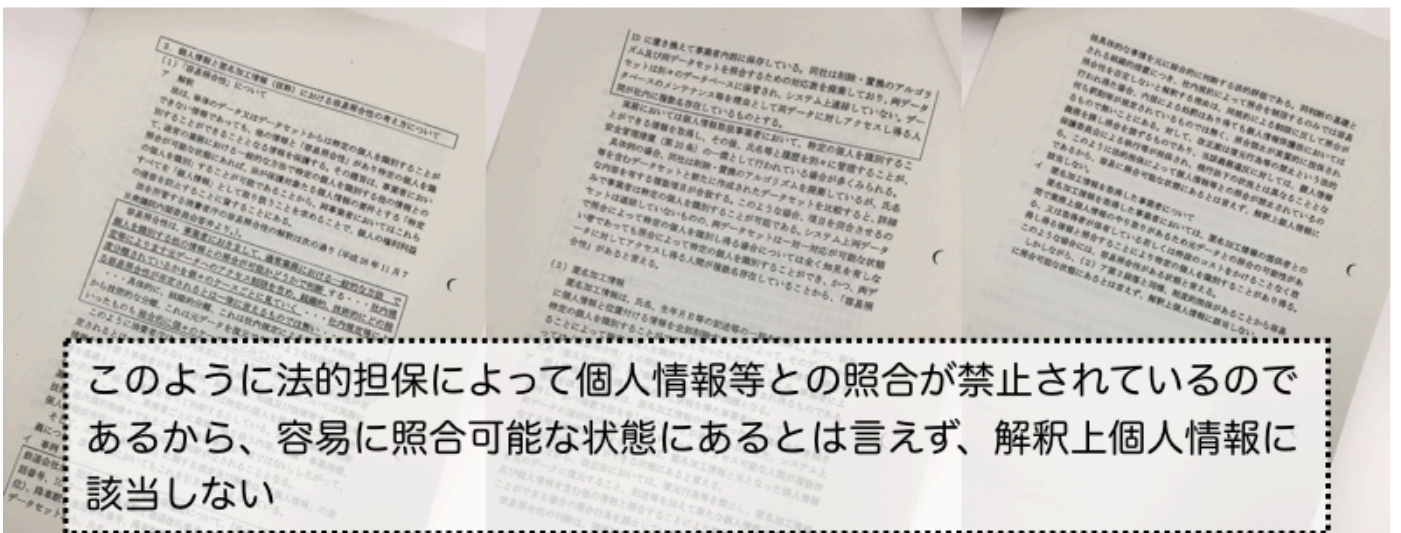
御意見の内容		4
	御意見の内容	本WGの考え方
(一社) 電子情報技術産業協会 (つづき)	<p>(前頁からの続き) 一般に単独では個人特定のリスクが低いとされる購買履歴との比較でも、購買履歴は店舗で調査対象者の後ろに立てば何を買ったかを把握することは可能であるのに対し、視聴履歴は調査対象者の家でTVを監視する必要があるため、少なくとも購買履歴より視聴履歴は個人特定性のリスクが低いといえるのではないか。 個人特定につながる可能性がある事例としては、有料放送事業者に匿名加工情報が流通し、再識別されるケースが考えられるが、再識別を試みることで自体が法で禁じられている。</p>	<p>(前頁からの続き) なお、加工方法中で、事務局レポートの当該箇所を引用しているのは、視聴履歴そのものについての直接的なユースケースが事務局レポートにはないものの、履歴の有する一意性により発生する識別のリスクに係る指摘を示すものとして、当該箇所を明記したものです。したがって、視聴履歴と「位置情報や場所」のセットの例を比較する意図はなく、またそれぞれ異なる背景を持つ個人情報であることから、単純な比較は適当ではないと考えております。</p> <p>さらに「視聴履歴」は世帯の視聴契約者等の特定の個人に紐づく個人情報であることを前提としており、実際に世帯の中の誰が視聴しているかは問わないことからも明らかのように、外部観測性の有無でその取扱いが異なるものでないため、外部観測性についてのご指摘は当てはまらないと考えます。</p> <p>また、法令で匿名加工情報について「一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求める」という規律を課した上で、さらに再識別の禁止を課しているものであって、法で再識別が禁止されていることをもって加工方法の基準を緩和することは、制度趣旨に照らすと適切とはいえないと考えております。</p>

# 一方、委員会調査員の著書では

- 大角良太（個人情報保護委員会事務局上席政策調査員）著「パーソナルデータの匿名加工と利活用」（清文社、2017年2月）より



# 法律案審議録の「説明資料」では



このように法的担保によって個人情報等との照合が禁止されているのであるから、容易に照合可能な状態にあるとは言えず、解釈上個人情報に該当しない

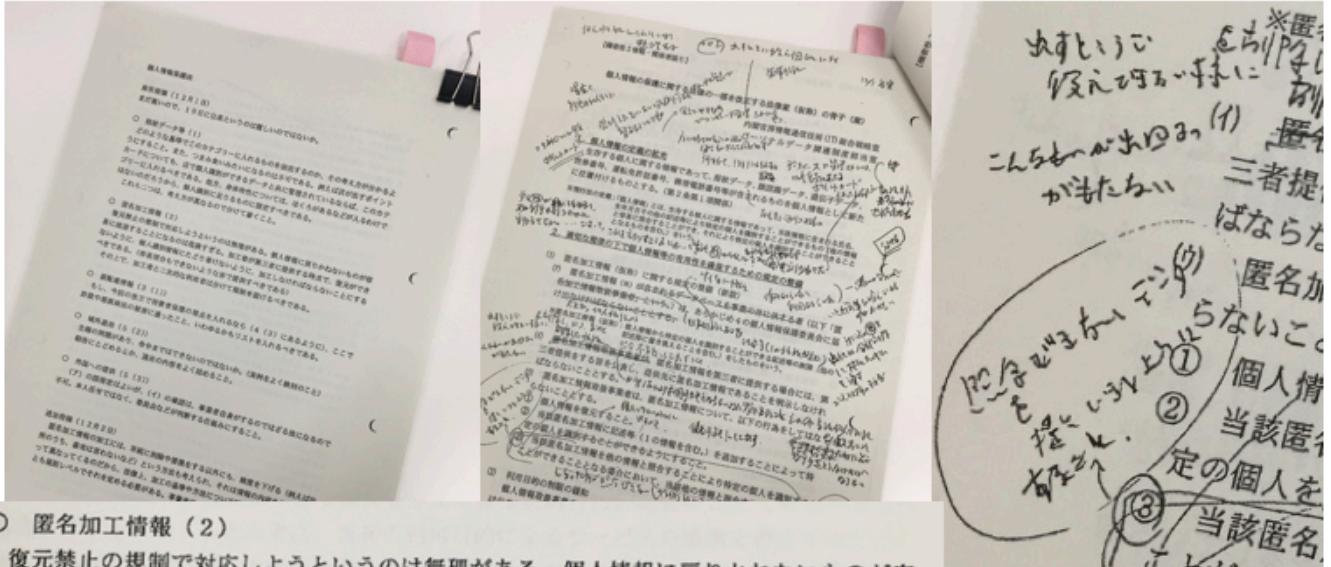
このように匿名加工情報は、復元行為等の禁止させ遵守していれば、特定の個人を識別することが無い情報であって、個人情報と同程度の規律を課すことまでは求める必要のないものである。

- 2014年11月時点の案に対する説明資料である点に注意



# 内閣法制局長官によるダメ出し

● 2014年12月1日

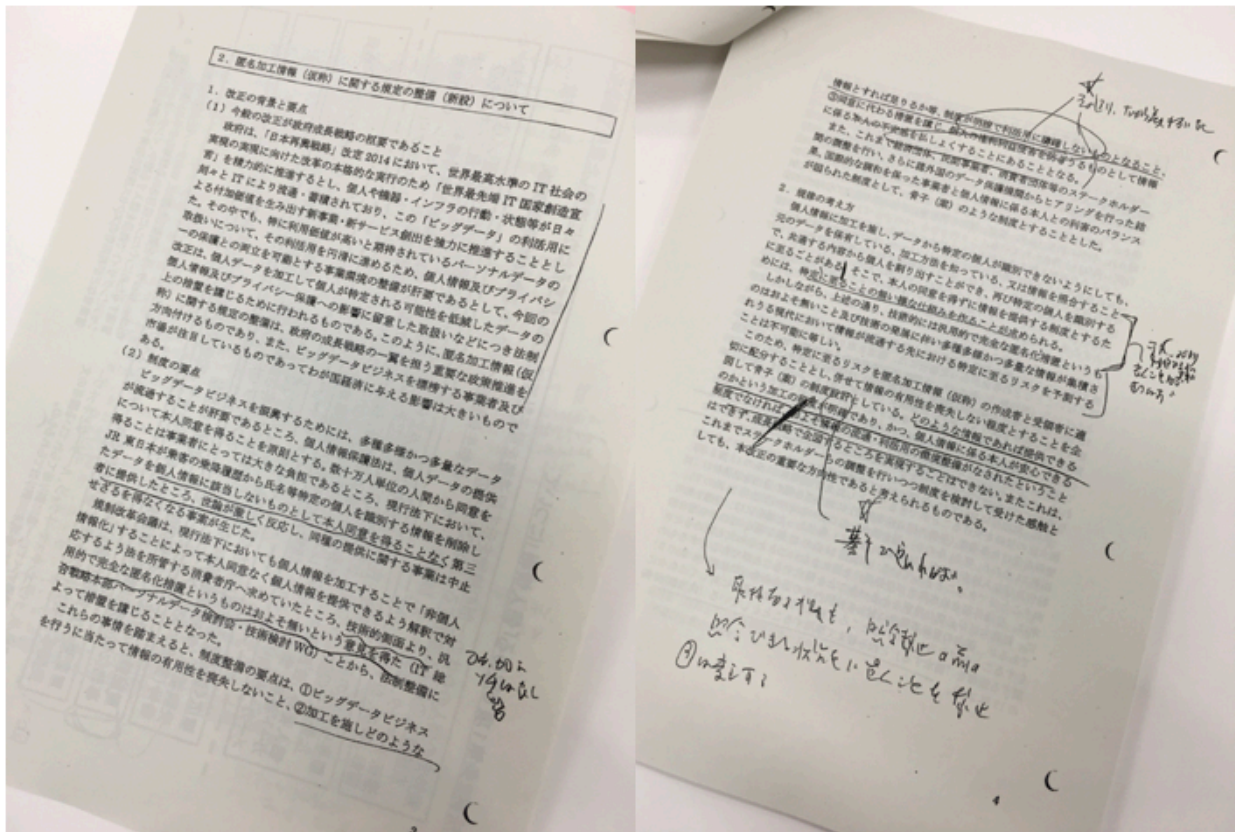


## ○ 匿名加工情報 (2)

復元禁止の規制で対応しようというのは無理がある。個人情報に戻りかねないものが容易に流通することになるのは危険すぎる。加工者が第三者に提供する時点で、復元ができないように、個人識別情報にたどり着けないように、加工しなければならないことである。(容易照合もできないような形で提供すべきである)

その上で、加工者と二次的な利用者は分けて規制を設けるべきである。

# 作り直された「説明資料」



# 初期案が長官指摘で大変更

## 長官指摘前

「氏名、生年月日その他の記述等」を削除（置換え）し「個人識別符号」を削除すれば匿名加工情報になるものとし、元データの場合により個人情報となる履歴情報等については加工する必要がないこととしようとした（それを個人情報に該当しないようにするために、個人情報定義を変更して、それを3号個人情報に分類して、「匿名加工情報を除く」と明示的に控えた）案だった。

### 個人情報定義

2014年10月31日案

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### 1号個人情報

当該情報に含まれる**氏名、生年月日その他の記述等**（**個人識別符号**を除く。）により特定の個人を識別することができるもの

#### 2号個人情報

**個人識別符号**が含まれるもの

#### 3号個人情報

他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（**匿名加工情報を除く**。）

### 匿名加工情報定義

2014年10月24日案

生存する個人に関する情報であって、次の各号に掲げる個人情報に当該各号に定める措置を講じて得られるもの（…）及び…ものをいう。

#### 1号措置

**氏名、生年月日その他の記述等の全部又は一部を削除すること**（他の情報に置き換えることを含む。）により、**特定の個人を識別することができないようにすること**。

#### 2号措置

**個人識別情報を全部削除すること**（他の情報に置き換えることを含む。）

#### 3号措置なし

3号個人情報単体はそのまま加工せずとも匿名加工情報となる

## 長官指摘後

3号個人情報に分類する案がボツとなり、3号個人情報は1号個人情報に吸収された。「特定の個人を識別することができないようにする」は、「氏名、生年月日その他の記述等」の削除（置換え）だけでなく、1号措置及び2号措置の全体に係るものとなり、1号措置は「氏名、生年月日その他の記述等」に限らない「記述等」の削除（置換え）となった。1号措置は「割合不詳にする」ことを含むものであり、「復元できないようにする」ことも措置の目的となった。

### 個人情報定義

2015年1月26日案

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### 1号個人情報

当該情報に含まれる**氏名、生年月日その他の記述等**（…（**個人識別符号**を除く。）…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

#### 2号個人情報

**個人識別符号**が含まれるもの

### 匿名加工情報定義

2015年1月26日案

個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、次の各号に掲げる当該個人情報に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができないようにし、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした**ものをいう。

#### 1号措置

当該個人情報に含まれる**記述等**の一部を削除すること（他の記述等に置き換えることを含む。）

#### 2号措置

当該個人情報に含まれる**個人識別符号**の全部を削除すること（他の記述等に置き換えることを含む。）

# 規則19条加工基準との対応関係

## 長官指摘前

### 匿名加工情報定義

2014年10月24日案

生存する個人に関する情報であって、次の各号に掲げる個人情報に当該各号に定める措置を講じて得られるもの（…）及び…ものをいう。

#### 1号措置

**氏名、生年月日その他の記述等の全部又は一部を削除すること**（他の情報に置き換えることを含む。）により、**特定の個人を識別することができないようにすること**。

#### 2号措置

**個人識別情報を全部削除すること**（他の情報に置き換えることを含む。）

#### 3号措置なし

3号個人情報単体はそのまま加工せずとも匿名加工情報となる

### 施行規則19条

2016年10月

法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

#### 1号

特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除…

#### 2号

個人識別符号の全部を削除すること（…置き換えることを含む。）

#### 3号

措置を講じて得られる情報とを連結する符号…を削除すること（…

#### 4号

特異な記述等を削除すること（…置き換えることを含む。）

#### 5号

…を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の…

## 長官指摘後

### 匿名加工情報定義

2015年1月26日案

個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、次の各号に掲げる当該個人情報に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができないようにし、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした**ものをいう。

#### 1号措置

当該個人情報に含まれる**記述等**の一部を削除すること（他の記述等に置き換えることを含む。）

#### 2号措置

当該個人情報に含まれる**個人識別符号**の全部を削除すること（他の記述等に置き換えることを含む。）

### 施行規則19条

2016年10月

法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

#### 1号

特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除…

#### 2号

個人識別符号の全部を削除すること（…置き換えることを含む。）

#### 3号

措置を講じて得られる情報とを連結する符号…を削除すること（…

#### 4号

特異な記述等を削除すること（…置き換えることを含む。）

#### 5号

…を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の…



# JILISレポートを刊行予定

- ALIS「情報法制研究」とは別に
- 1テーマ1号、不定期、速報
- JILIS役員・研究員が執筆
- Web公開
- 一定期間後、冊子に編集して  
大学図書館等に献本予定、  
国会図書館に納本

